

# 伊予市

# じんけん教育



一人ひとりの人権が尊重される  
明るい伊予市をめざして

2026  
**No. 51**

■編集・発行  
伊予市教育委員会  
愛媛県人権教育協議会伊予市支部  
〒799-3113 伊予市米湊 820 番地  
TEL 089-982-5155 FAX 089-982-5156

中予地区人権・同和  
教育研究協議会

令和7年10月21日に、本市において中予地区人権・同和教育研究協議会が開催されました。研究主題は「地域に存在する同和問題(部落問題)をはじめとする様々な人権問題の解決を目指して、学校・家庭・地域社会が一体となった人権・同和教育を推進していくために、どのようにしていけばよいか」です。中予地区各市町から、450名の参加がありました。

就学前教育部会では、ぐんちゅう保育所が事例を提供しました。また、学校教育部会では、由並小学校・双海中学校・伊予農業高等学校が授業を公開し、その後、各会場で研究協議を行いました。今号ではその会場となった各園・校の取組を紹介します。

心豊かな経験を通して  
ぐんちゅう保育所

本園は伊予市の中心部であり、現在、0歳児から5歳児まで108名の子どもたちが在籍しています。保育所での一人ひとりの育ちや個性を十分理解し、豊かな経験ができるよう日々の保育に努めています。



【運動遊び】

身体能力や体幹の基礎となるような様々な内容を取り入れることで、子どもたちも毎回楽しく参加しています。最初はうまくできなくても、友達の動きを見て、まねしてみたり「すごい！カッコいいね。」と友達をほめたりする姿もあり、子どもたちも意欲的に取り組んでいます。

**全身で表現しよう**  
今年度は、運動遊びを児童館みんくるに、リトミックを地域の方に講師を依頼して表現活動を進めています。運動遊びでは、



【音楽を通して表現力等を養うリトミック】

リトミックでは、音やリズムに合わせて自由な表現をしたり、時には友達と息を合わせた

りして、協力しながら、友達と一緒に同じ空間を楽しんでいます。



【敬老の家での交流会】

**たくさんの人との関わり**

今年度も郡中地区の敬老の家、敬老会に年長児が招待され、歌や踊りを披露しました。敬老の家では、おじいちゃん、おばあちゃんに肩たたきをしました。練習の時から「そっとたたくんよね。」「気持ちいいって言うってくれるかな?」と子どもたちなりに相手のことを思いながら、力加減を考えていました。本番では、優しくそっと肩をたたき子どもたちに、参加されて

いた方から「上手だね。」「ありがとう。気持ちいいよ。」「声を掛けられ、「喜んでくれて、嬉しいね。」「子どもたちも満足でいっぱいでした。また、公民館との交流会も行了きました。



【公民館との交流会】

さらに毎年、伊予農業高校生との食育交流・保育実践交流も行っています。食育交流では、年長児が園庭の畑に野菜と一緒に植えて、収穫体験をしています。収穫まで世話をしたり、生長の様子を見たりする中で、たくさん発見や感動があります。収穫した野菜は、給食に入れてもらったり、家に持ち帰っ

て調理してもらったりして、感謝の気持ちをもち、おいしくいただくことが出来ました。他のクラスの子どもたちも「保育所の畑でできたんだって。おいしいね。」「喜んで食べました。保育実践交流では、高校生に各クラスに入ってもらい、一緒に遊んだり、絵本を読んでもらったりして、園児もお兄さん、お姉さんに親しみを持って接しています。「かわいいね。」「大事に優しく接してくれることが、子どもたちも何より嬉しいようです。



【伊予農業高校との食育交流】



【伊予農業高校との保育実践交流】

**一人ひとりがかけがえない存在**

本園では、日々の保育の中でたくさん感動体験や成功体験を通して、一人ひとりが自己表現したり、自己肯定感を高めたりできるよう、ていねいに関わっていききたいと思っています。そして、家族や職員はもちろんのこと、地域の方や関係機関の方など、様々な人と触れ合い、優しくしてもらったり、大事にしてもらったりしていることを感じながら、かけがえのない存在として、生きる力の基礎を育んでいきたいと思えます。

温かくつながり みんなで育つ人権教育

由並小学校

本校では、特別活動や道徳科、生活科、総合的な学習の時間を中心に、全教育活動を通じて人権教育を推進しています。今年度の取り組みを一部紹介します。

一 中予地区人権・同和教育

研究協議会(道徳科授業公開)

ア 第二学年の授業

友達によって違う態度をとってしまったことについて、そういった態度をとった側、とられた側、周りの人の思いを考えました。そして、誰でも同じように仲よくするということについて、自分自身を見つめることができました。

イ 第五・六学年・くすのき学級の授業実践

同和問題の解決を訴え続けた江口いとさんの思いに触れ、自分にもある差別意識や偏見について考えました。そして、同和問題をはじめとする様々な人権

問題に向き合い、自ら差別をなくしていくこうとする思いを高めることができました。



【第2学年 「三びきは友だち」】



【第5・6学年・くすのき学級 「人の値うち」】

二 温かな人間関係を築くための対話スキルトレーニング

豊かな関わりの中で、自他のよさを認め合い、共に高め合おうとする児童の育成を目指し、全校で対話力を高める活動に取り組んでいます。

仲間づくりや自尊感情を育むことを意識して、異年齢集団活動「くすのきタイム」を定期的に行っています。相手にほめられる、認められることの心地よさを体感したり、自分の思いを楽しみながら伝え、相手の考えをしつかりと受け止めたりする活動を行い、活動後に縦割り班長が中心となってグループで振り返りを行います。

ア くすのきタイム



【くすのきタイム 「教えてトーク」カード交換】

イ 学級における活動

児童の発達段階に応じた目標を設定し、朝の会や帰りの会、授業などで、対話力を高める活動を、毎日意図して取り入れるようにしています。テーマを決めて対話を楽しんだり話し合ったりする中で、話す力や聞く力の向上を目指しています。



【くすのきタイム 「縦割り班での振り返り」】

三 学年ごとに行う人権学習

ア 第一・二学年

生活科の学習を中心に、生きものを育てることを通じて命の大切さを学びます。また、家庭、学校、地域で自分が周りのたくさんの人に大切に支えられていることや、友達と互いを大切にしたい、共に成長の喜びを感じ

ることができるよう活動を行います。



【生きものをさがそう】

### イ 第三・四学年

総合的な学習の時間では、「お年寄りと仲よくなろう」「ともに生きる」をテーマに、高齢者や様々な障がいのある方々との交流や体験活動を行います。そして、多様な感じ方や考え方、それらを尊重することの大切さ、全ての人が生活しやすくなるために自分にできることを考えます。



【「ともに生きる」手話ボランティアの方々との交流】

### ウ 第五・六学年

主に総合的な学習の時間や道徳科の学習において、人権の歴史を学び、今も残る差別の現実を知るとともに、差別と闘いながら誇り高く生きてきた人々の思いを考えます。先に紹介した道徳科での学びも踏まえ、参観日には保護者に自分たちの学びを発信しました。さらに、自分たちの身近にある差別についても考えています。

### 四 成果と課題

よりよい人間関係を築く力を高めるために、対話力の向上は不可欠です。対話を大切にした取組を継続的、意識的に行うことで、人と関わり温かくつながるよさを実感できる児童が増えてきていると感じます。

人権学習については、双海町の小学校三校で足並みを揃え、小学校段階で何をどう学び中学校へつなげるか、さらに連携や情報共有を図っていききたいと思っています。

## 中予地区人権・同和教育研究協議会での取組

### 双海中学校

**第一学年**では、小学校までの学びをもとに、江戸時代までの人権獲得の歴史について学びました。「江戸時代中期に差別が強化されていった歴史を学び、厳しい差別の中で人間としての誇りを失わず、たくましく生き抜いてきた人々の思いを考えると、ことを通して、不合理な部落差別を絶対に許さない、自ら部落差別をなくしたいという態度を身に付け、自らの生き方について考える」ことをねらいとして実践しました。



【第1学年 人権学習のあゆみ】



【第1学年 授業の様子】

当日は、幕藩体制を立て直すために、社会の中の差別意識を利用して幕府や藩が出した法令によって、差別が強化されていったことを学習しました。幕府や藩の犠牲となって差別されてきた人々が、どのような思いをもって、厳しい差別の中、社会に貢献し生き抜いてきたか意見を出し合いました。

(5)

**授業後の感想**

○ 差別はつらいけど、みんな同じ人間で、いつかきつとみんな平等に生きられるという思いで精いっぱい生き抜いてきたと思います。自分は、差別をしない側で、差別に苦しんでいる人を自分から支えられるようにしたいです。

**第二学年**では、差別によって、

文字を学ぶ機会を奪われた北代色さんが、自分の手で文字を取り戻し、生きる喜びを得た現実から学ぶことを通して、誰もが人間として尊重される社会を築いていく態度を育てることをねらいとして実践しました。



【第2学年 授業の様子】

当日は、北代色さんが初めて書いた手紙を読み、「もっともっ

と勉強したい」「十年長生きしたい」という言葉にどんな思いが込められているか深く考えました。



【第2学年 グループ活動の様子】

**授業後の感想**

○ 差別が残っているのは、まだ差別をする人がいるからです。私ができることは、自分が差別をしないこと、差別をしている人を見たら止めることです。まずは、自分の周りから。

**第三学年**では、本校で行って

いる人権劇のせりふを使って、授業展開しました。差別をして

いる友達を説得するための言葉を伝える活動から、部落差別の不合理さに憤りをもち、身近な社会に潜む差別を解消するための生き方について、自分の考えを深めることを通して、差別解消に対する実践的な態度を身に付けることをねらいとして実践しました。

当日は、人権劇中にあるインターネットによる人権侵害に関するせりふ、特に「被差別部落がどこにあるかをウェブサイトで調べるだけでも差別になる」という発言の意図や、「調べるだけでも何が差別にあたるのか」を、どのように伝えるか話し合いました。



【第3学年 授業の様子】

**授業後の感想**

○ 今まで学習したおかげで、自分は絶対に差別をしないと、正しい知識をもつ人が一人増えたと思う。もし、これから先の人生で、いろいろな人に出会ったときに、部落差別だけでなく、様々な差別問題について間違った知識をもっている人がいたら、間違っていることを理由も含めて説明できるようにしたい。



【第3学年 グループ活動の様子】

生徒とともに学びを深めた私たち教職員が、まず差別をなくす立場で熱い思いをもって授業に取り組むことができるよう、これからも学びを止めることなく進んでいきたい。

## 生徒が輝き、地域が輝き、未来が輝くために

## 伊予農業高等学校

伊予農業高校は、学校教育部会の高等学校会場校として、県内各地より六十名を超える多数のご参加をいただきました。午前中は各学年の公開授業と研究協議、午後の全体会では実践報告と班別協議が行われ、それぞれ熱心な話し合いがなされました。

午前中の**公開授業**では、**一年生**は「共生社会の実現を目指して～視覚障がいについての学習を通して～」を主題とし、ガイドヘルプの体験や地域で暮らす視覚障がいのある方との関わりから、共生社会の実現に向けて自分たちで考えることは何か、自分の問題として考える授業を行いました。

**二年生**は「米騒動から愛媛県水平社創立まで～先人に学ぶ解放運動の歴史～」を主題

とし、伊予市郡中地区で起こった愛媛県初の米騒動である郡中米騒動を取り上げること、自分に身近な所で差別解消の取組が行われていたことを認識し、学んでいる内容を自分事として考える授業を実施しました。



【真剣に話を聞く生徒】

**三年生**は「結婚差別の解消に向けて」を主題とし、伊予市が行った「人権問題に関する市民意識調査」の結果を用いながら、差別の現状の把握、解消のために必要なこと、自分たちにできる支援などについて話し合い、考える授業を行いました。

その後の**学年ごとの研究協議**では、授業内容や生徒の様子等についての感想を含め、活発な意見交換がなされました。参加者の感想として「人権教育はホームルーム活動の時間だけでなく、学校生活全体を通して行っていくべきことであると改めて感じた」「伝えたい思いやメッセージがよく伝わった。熱い思いが人権・同和教育の授業では大切なのだ」と改めて感じたなど、授業のみならず、人権・同和教育の在り方についての意見が多く聞かれました。



【熱心な研究協議】

午後からの**全体会**では、二校より実践報告が行われました。まず、松山商業高校定時制からは「気付く力、相談する力を育む人権教育の実践～子ども権利とヤングケアラー支援を中心に～」のテーマのもと、ヤングケアラーに関する講演会実施やコーデイネーターとの連携についての等報告がありました。続いて、新田青雲中等教育学校からは「グローバル力の育成活動を通して」のテーマのもと、アメリカの姉妹校との交流や、多くの生徒の様々な国への留学

体験、また、その留学中に受けた日本人に対する差別的言動と、その対応方法の学習等の報告が行われました。



【全体会の様子】

二つの**実践報告**を通して、参加者からは、「様々な立場で問題に対する見方や経験が違い、非常に多様な意見に触れることができた」「テーマについて真剣に考える時間をもてたことや、他の参加者のご意見を聞き、自分とは違う視点での気付きが得られたことが大変貴重な学びの機会となっ

た」「生徒に気付く力と相談する力を身に付けさせる実践、グローバル教育を通じて生徒の人権感覚を高める実践、ともにより学びになった」といった感想が寄せられました。

その後の**班別協議**では、協議題に沿って、各校の取組や課題等を話し合いました。少人数のグループならではの、様々な立場からの多様な意見や情報を交換することができ、有意義な時間となりました。



【少人数での班別協議】

(注)グローバル…国際的視野

## 全ての人権が尊重される職場づくり

企業活動と「人権」は、一見関わりがないように感じられるかもしれませんが、しかし、企業活動は、従業員や顧客・消費者、取引先、株主、地域住民など、直接または間接的に多くの人々と関わり合っており立っており、企業と人は表裏一体の関係にあると言えます。したがって、全ての人

(CSR)を果たしているかどうか特に重要視され、パワーハラスメント防止措置は法律で義務付けられています。

が生まれながらにしてもっている「人権」に配慮することを企業は求められ、それは様々な信頼関係を生み、企業の評価や将来に大きく影響することとを、念頭に置く必要があります。

企業にとって、環境と人を守るためどのようなルールがあるかを学ばなければなりません。よって、日本における様々な人権課題(性差別や外国人の人権等)についての正しい知識・理解や行動力を身に付けるための研修は重要です。

一般的な人間関係において、誠実な行動が信頼関係を築くのに必要であるのと同様に、企業が社会からの信頼を得る上で、企業も社会の一員として法律や社会規範を遵守し、人権や環境を守る社会的責任

伊予市では、全ての人々が尊重される職場づくりに向けた企業別人権啓発研修の場を広げつつあります。3月には、マルトモ株式会社従業員対象にハラスメントをテーマにした人権研修を実施予定です、今準備を進めています。



# 第27期オピニオンリーダー養成講座

## 人権啓発活動推進者づくり

オピニオンリーダー養成講座の続報です。

◆第2講 令和7年

8月7日(木)

テーマ/伊予市における

スクールソーシャルワーカーの関わり

講師/今村聖子

(伊予市教育委員会学校教育課  
スクールソーシャルワーカー)

人権とは、日本国憲法第25条において、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」国は、すべての生活場面に於いて社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定している。これは、国民の**生存権**と**国の社会的使命**について示している。



【第2講 今村講師】

福祉とは、「**ふだんのくらしのしあわせ**」を守るためにある。自分とは関係のない他人事ではない。誰もが自分らしさを大切にできて、ごく当たり前に生活できる社会を作っていくことであり、社会のベールになるものである。

スクールソーシャルワーカーの仕事は、

- 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- 関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整

- 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- 保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供
- 教職員等への研修活動

今なぜ**子どもの「人権」**が話題になるかというと、「子ども」未来」だけでなく、「**今**」を生きる主体者だからである。子どもにも大人と同じように人権がある。

- ① 差別の禁止 (差別のないこと)
- ② 子どもの最善の利益 (子どもにとって最も良いこと)
- ③ 生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)
- ④ 子どもの意見の尊重 (子どもが意味のある参加ができること)

**子どもの権利の尊重**は、子どもだけでなく大人も含めた市民社会によって初めて作り上げられるものである。



【集中して聴講する受講生】

【受講者の感想 (一部抜粋)】  
子どもにも大人と同じように人権があることを確認することができた。自分の思いをちゃんと話してよい、自分の思いを受け止め尊重してもらえるという経験をさせていくことが大切であると分かった。充実した生活を送り、大切にされて育つことで、人を大切にできる大人になる (人権感覚が磨かれていく) ことを感じました。お互いに権利を尊重し合うことが大切だと感じた。



【第3講 近藤講師】

## ◆第3講 令和7年

10月3日(金)

テーマ/住み慣れた地域で

安心して暮らすための  
の 老い方、生き(逝  
き)方、支え合い方

講師/近藤 誠

(西条市広域隣保活動相談員)

高齢化が進むにつれて介護を必要とする高齢者の増加や核家族の進行、介護による離職が社会問題となっている。

「介護保険」は、子どもや家族が行うものとされていた親の介護について、家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的に法的に設立された。

「老いる」とは「心があきらめること」「生きる」とは「可能性を求めること」である。「生ききる」ことが大切である。

介護保険の理念は、「自立支援」と「尊厳の保持」である。

「自立支援」は「できる」「やれる」を大事にすることである。ありのままの自分でどう生きていくか、生きがいを生感じられる社会の構築が必要である。

「尊厳の保持」のためには、介護を受けている人を、お世話になってるので声を上げられない「過介護」の状態にしないことが大切である。「尊厳」を奪うことになる。介護者には、「できるを支援」するため、「生ききるケア」・「待つ介護」が求められる。「生きがい」とは「行くがい」と「居るがい」を大切にすることが重要である。



【グループで話し合う受講生】

「行くがい」とは、自分が求めていくこと。健康(生き生きと生きようとする)・お金(ほどほどで)・仲間(新しい仲間を見つめる)・感性(心の豊かさ)。

「居るがい」とは、安心して自分のままでいられること。安心(居場所)・やること(役割)。

「生きがい」をお互いに認め合うことで楽しさを感じる。心の中にある「認められたい、ほめられたい、人の役

に立ちたい」という、3匹の「たい」を尊重し合うことが重要である。「人権感覚」とは、お互いの3匹の「たい」を認め合うことである。

## 【受講者の感想(一部抜粋)】

介護の在り方について考えることができました。「お迎え」の手伝いをしない、「待つ」介護をする、「生きる」ことは可能性を求めることであって、可能性を否定する過介護は人権侵害・差別であることなど、高齢の親との向き合い方を見つめ直しました。一方で、看取った経験から、だんだん歩くことが難しくなり、ベッドから離れることができなくなつた現実には、早く車いすを使って連れ出し、いろいろな景色を見せてあげたかったとの後悔もあり、難しさを感じます。生ききる事ができるよう、尊敬・尊重の視点と気持ちで取り組みたいです。

◆第4講 令和7年  
12月5日(金)  
テーマ／部落差別解消の歴史  
講師／重松邦広  
(伊予市立双海中学校教諭)



【第4講 重松講師】

**同和問題（部落差別）とは、**  
日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が、経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、基本的人権を侵害されている日本固有の社会問題である。現代においても、結婚の自由、居住・移転の自由、教育の機会均等、職業選択の自由の4つの権利が完全に保障されていないという、深刻で重大な問題が今も現存している。

インターネット上の差別事象に対して指導したいことは、

- ① インターネットは人と人とのやり取りであり、その中での人権侵害は、現実社会と同じように、他人の幸せや生命を脅かす犯罪である。
- ② うそや不確かな情報もある。書き込みやサイトに惑わされることがないように正しく判断することが大切である。
- ③ 相手が見えないからこそ、相手の立場や気持ちを尊重する配慮や思いやりが大切である。

**同和問題学習を進める上で**  
は「差別する行為への憤り」「差別をなくすための生き方を考える学習」が大切である。そして、差別解消に向けて立ち上がった人々のたくましさを感じ、自分事としてとらえ、自分に何ができるか考えるために、全員が前を向き、差

別解消に向けて話し合ったり、発表したりすることのできる学習環境を整えることが必要である。



【真剣に聴講する受講生】

様々な人権学習では、

- 昔のことではなく今のこと
- 遠くのことではなく近くのこと
- 他人のことではなく自分のこと

ということを意識しながら学習していくことで、児童・生

徒が差別解消の主体者に育っていく。そして、地道な学習の積み重ねが人権・同和教育の成果として、互いの人権を尊重できる社会の礎となる。

【受講者の感想（一部抜粋）】

歴史を知ることが現実を知ることになると改めて思いました。指導者が当事者として怒りや悲しみ、苦しみをもっていないと、子どもたちには通じないと考えます。先生のお話を聞いて、それが間違いないと自信をもつことができました。

インターネットは「こわい」と私は感じます。子どもたちは、その「こわさ」をまだ知りません。「こわさ」を理解し、正しく行動できるように指導していきたいと思えます。「寝た子を起すな」ではなく正しく学べるように、これから自分の知識をアップデートし、深めていきたいです。今日は、本当に学ばせていただいた90分でした。



【第5講 阿部講師】

◆第5講 令和8年

1月14日(水)

テーマ/障がいのある人の

人権

講師/阿部富美

(空と大地施設長)

ノーマライゼーションとは、1950年代デンマークで生まれた「地域で暮らすことこそ人としての当たり前の権利だ」という考え方。その理念は「どんな境遇、障がい、疾病があっても主人公として生きている」ということ。現状の壁を「当たり前」に変えるための考え方が大切。

この「当たり前」とは、

- 多数派に合わせることではない
- その人が望む生活を、地域の中で実現すること

障がいについて

本当は、障がいのある人の体や心にあるのではなく、日常生活の中で障がいのある人が困ることが障がい。

障がいと支援

- 障がい≡周りの人が配慮すべきところ
- 障がい理解≡周りの人がその人に配慮すべきことがわかること
- 障がい支援≡配慮すべきところを実行できること
- 到達点≡本人が良くなること

悪意のない虐待とは、障がいを理解せず、自分たちの価値観や考え、言葉を押し付けること。

- 本人の意思を聞かずに決める ↓自己決定の芽を奪う
- できることを先にやってしまふ ↓自立の芽を摘む
- 行動だけを見て問題と決めつける ↓背景の気持ち・不安を見落とす
- 過剰な特別扱い ↓社会参加の芽を奪う

- 本人に話しかけない ↓尊厳を損なう
- 忙しさを理由に説明を省く ↓安心して選ぶ権利を奪う

人権を守るとは、共に生きる環境を整えること。人権侵害の多くは、悪意ではなく、日常の中の小さな習慣から生まれることに気付くこと。



【真剣に話を聴講する受講生】

合理的配慮とは、共生社会の実現のために、障がいのある人が他者の人と同じように生活し、参加できるように、必要な調整や工夫を行うこと。

- ゆっくり話す
- 文字だけでなく写真や図を使う
- 事前に流れを説明する

その人が地域の一員として参加するための『当たり前』の調整であり、誰か一人のためではなく、地域全体のための工夫である。

- ① 理解(知ること)
- ② 尊重(その人らしさを大切に)
- ③ 関わり(自然なつながり)
- ④ 環境整備(バリアをなくす)
- ⑤ 合理的配慮(参加を可能にする調整)

この5つがそろつと、共生社会は理念から現実になる。

◆閉講式を行いました

今年度の第27期オピニオンリーダー養成講座は、延べ406名の方が受講され、57名の方が修了証を授与されました。今後も、オピニオンリーダーとして、ご活躍いただけるものと願っています。

## 愛媛県人権・同和教育研究大会

令和7年11月11日、県下各地から学校や地域における人権・同和教育推進者が参集し、愛媛県県民文化会館を全体会場に、愛媛県人権・同和教育研究大会が開催されました。本市からは、51名が参加しました。「差別の現実から深く学び、『部落差別解消推進法』の具現化を目指して、地域ぐるみで人権・同和教育を推進しよう」を大会テーマに、熱心な協議が行われました。

全体会では、部落差別解消を目指す動画メッセージ作品として上島町立魚島小・中学校制作の「安心感をもって学び合う仲間とのかかわり」が上映されました。

上島町魚島では、令和5年度から魚島離島留学制度「さざなみ留学」を開始しました。全国から集い学び合っている留学生一人ひとりが安心感を

もって過ごすことができるように、仲間とのかかわりを大切にしています。学校、保護者、地域が一丸となって共に学び挑戦を続けている様子が紹介されました。

### 【参加者の感想（一部抜粋）】

どの発表にも、人権・同和教育に対するていねいで継続的な取組が見られました。特に、質疑応答の際に、発表者の方、質問の方が、どちらも話されていた「人権問題を正しく学ぶためには、学び続けることが必要である」ということ、「人権問題について常に意識し続けたいと薄れてしまふ」ということを肝に銘じて、一人の社会人として差別のない社会づくりに努めていきたいと思いました。

## 第76回全国人権・同和教育研究大会

第76回全国人権・同和教育研究大会が、令和7年11月29日・30日、「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう」を大会テーマに、大阪府・兵庫県で共同開催されました。「子どもたちの『事実』を出発点に、そこに向き合う具体的な『実践』を通して、人類普遍の心理を探求し、全ての人権が確立された社会を実現しよう！」を目指して開催されました。

分科会・分散会では、各都府県の実践報告をもとに、差別の解消を目指す参加者の熱心な意見交換がなされました。

### 【参加者の感想（一部抜粋）】

○ 人権・同和教育は日々の生活の中で、差別を許さない実践意欲を育むためだけ

にあるのではなく、自分自身が今より成長し、個から集団へのつながりを感じながら、自分にも社会を変えていける力があることに気付くためにもあるのではないかと考えました。日々の実践を見直しながら、人権感覚を磨く努力を今後もしていきたいです。

○ 教員として生徒にどういふ学びをしてほしいかというゴールは定めることができても、そこで何を感じて、何を学んでいるのかは生徒一人ひとり違うことを心に留めておきたいです。様々な人権問題について考えるとき、自分の価値感の押し付けになってしまわずに、子どもを信じて、子どもの学びを見届けられる教員でありたいと思います。